

## 新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援策(主なもの) (市民のみなさま)【令和4年度版】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた世帯等に対して下記の支援を行います。  
詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

### ■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	国税の換価の猶予	収入が減少し、国税を一時に納付することにより事業継続又は生活の維持が困難な方で、要件に該当する場合は、税務署に申請することにより、原則として1年間納期を猶予し、猶予期間中の延滞金が軽減される制度です。	国税の納税義務者	国税局猶予相談センター 0120-683-754
2	所得税、贈与税、相続税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限までに申告が困難な場合は、個別指定による期限延長を申請することにより申告期限を延長することができます。	所得税、贈与税、相続税の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
3	緊急小口資金(特例貸付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付上限額 20万円</li> <li>○据置期間 1年以内</li> <li>○償還期限 2年以内</li> <li>○貸付利子 無利子</li> <li>○保証人 不要</li> <li>○申請期限 令和4年6月末</li> </ul>	収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となっている世帯	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933
4	総合支援資金(特例貸付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸付上限額 (単身世帯)月15万円 (二人以上)月20万円</li> <li>○貸付期間 原則3か月以内</li> <li>○据置期間 1年以内</li> <li>○償還期限 10年以内</li> <li>○貸付利子 無利子</li> <li>○保証人 不要</li> <li>○申請期限 令和4年6月末</li> </ul>	収入の減少や失業状態が続き、生計の維持が困難となっている世帯	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
5	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時特別給付金を給付しています。</p> <p><b>【給付額】</b> 1世帯当たり 一律 10万円</p> <p><b>【給付金の支給・手続き】</b> 対象者①（R3年度住民税非課税の方） 該当と思われる世帯へ送付する確認者に必要事項を記載して提出していただきます。内容を確認後、指定口座へ振り込みます。 対象者② 申請が必要です。まずは相談窓口へご相談ください。決定後に指定口座へ振り込みます。</p> <p><b>【申請期限】</b> 令和4年9月末</p>	<p>①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（世帯の全員が住民税課税者の扶養親族となっている世帯を除く）</p> <p>②①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）</p>	健康福祉部 健康福祉総務課 0854-40-1041
6	G o T o トラベル事業 一時停止中	<p>国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の30%を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人一泊あたり1万円分が上限（日帰り旅行は3,000円が上限）。</li> <li>旅行先で使える地域共通クーポン（平日3,000円、休日1,000円）を付与。</li> </ul>	消費者	G o T o トラベル事務局 0570-017-345

■ 島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	Go To イート キャンペーンしまね	県内の加盟飲食店で利用できる飲食券 1 冊 6,000 円分(500 円×12 枚)が、5,000 円で購入できます。 【販売期間(予定)】4月中旬～9月 【利用期間(予定)】4月中旬～10月	消費者	Go To Eat キャンペーンしまね 食事券事務局 0852-20-7714
4	#WeLove 山陰 キャンペーン	島根・鳥取県内の対象宿泊施設を利用された場合、利用料金の1/2相当額を支援します。 【島根県民への支援(島根県内分)】 ① 県内宿泊施設での宿泊料の割引 割引率：1/2(上限5,000円/人/泊) ② 旅行商品の料金の割引 割引率：1/2(上限5,000円/人/回) ③ 地域限定クーポンの配布 上記①・②による割引後の金額に応じて、以下のとおり配布 5,000円以上 1,000円券を2枚 2,500円以上 1,000円券を1枚 ※国の「Go To トラベルキャンペーン」が再開した場合は終了。	消費者	島根県商工労働部 観光振興課 0852-22-5625
5	公立高等学校等 奨学のための給 付金(家計急変 による給付)	授業料以外の教育費負担の軽減を図る奨学のための給付金制度について、家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった場合、支援対象とすることができます。	解雇等の家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった世帯	島根県教育委員会 学校企画課 0852-22-5410

## ■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までが納付期限となっている保険料	国民健康保険料の納付義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
4	傷病手当金の支給(国民健康保険)	新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために仕事を休み、給与等の支払いを受けられない場合は、申請により傷病手当金を支給します。 【適用期間】 令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月間まで延長)	国民健康保険の被保険者	市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
5	生活困窮者自立支援事業	専門の相談員が困りごとの相談に応じ、必要な援助を提供し、生活を支援します。	生活の困りごとを抱えている方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933
6	住居確保給付金支給事業	○支給金額 家賃相当分の金額 ※月額上限 単身世帯3万7千円 ※2人以上の場合加算措置あり ○支給期間 原則3か月以内	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方、または喪失する恐れのある方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933
7	生活費用給付金支給事業	○支給金額 総合支援資金貸付金額の25%以内(上限15万円) ○申請期限 令和5年3月末	国の支援策「総合支援資金(特例貸付)」の貸付を受けている方	雲南市社会福祉協議会(生活支援・相談センター) 0854-45-3933

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
8	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	<p>○支給金額 1か月ごとに、単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を3か月間支給。</p> <p>○申請期限 令和4年6月末</p>	<p>国の支援策「総合支援資金（特例貸付）」の再貸付を受けた方、または不決定となった方で、次の①～④すべてに該当する方。</p> <p>①世帯の生計維持者 ②世帯全員の収入が一定の基準以下 ③世帯全員の預貯金の合計額が一定の基準以下 ④求職活動中、または生活保護申請中</p>	<p>雲南市社会福祉協議会（生活支援・相談センター） <b>0854-45-3933</b></p> <p>健康福祉部 健康福祉総務課 <b>0854-40-1041</b></p>
9	水道料金・下水道使用料の支払猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に料金の支払が困難になった場合、申請により最長で1年間支払を猶予（先延ばし）します。</p>	全世帯	<p>水道局 営業課 <b>0854-42-5322</b></p>

■その他団体等の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	【雲南広域連合】 介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少するなど一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納付期限となっている保険料	65歳以上の介護保険第1号被保険者	雲南広域連合 介護保険課 0854-47-7342
2	【島根県後期高齢者医療広域連合】 後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、一定の要件に該当する場合は、申請により保険料を減免します。 【対象となる保険料】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納付期限となっている保険料	後期高齢者医療制度の被保険者	島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 0852-20-7526 雲南市市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	【島根県後期高齢者医療広域連合】 傷病手当金の支給（後期高齢者医療制度）	新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために仕事を休み、給与等の支払いを受けられない場合は、申請により傷病手当金を支給します。 【適用期間】 令和2年1月1日から令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、起算日から最長1年6か月間まで延長）	後期高齢者医療制度の被保険者	島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 0852-20-7526 雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031
4	【日本年金機構】 国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる場合、臨時特例免除申請により国民年金保険料を免除します。 【対象となる国民年金保険料】 ・令和元年度保険料 (免除申請期間) 令和2年2月～令和2年6月分 ・令和2年度保険料 (免除申請期間) 令和2年7月～令和3年6月分 ・令和3年度保険料 (免除申請期間) 令和3年7月～令和4年6月分	国民年金の被保険者	松江年金事務所（代表） 0852-23-9540 雲南市市民環境部 市民生活課 0854-40-1031